

障 第 707 号
平成 30 年 10 月 16 日

指定障害福祉サービス事業所を運営する法人の代表者 様
(盛岡市指定障害福祉サービス事業所等設置法人を除く)

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日中活動サービスを行う指定事業所の敷地内における共同生活住居の設置に関する取扱いについて（通知）

障がい保健福祉の向上について日頃から御尽力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、指定共同生活援助に係る共同生活住居（以下「グループホーム」という。）の設置に当たっては、障がい者の地域生活移行を推進する観点から、「指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年岩手県条例第 81 号）第 198 条第 1 項及び第 201 条の 6 第 1 項に基づき、入所施設又は病院の敷地外に設置することが要件となっています。

一方、日中活動サービスを行う指定事業所（以下「日中活動サービス事業所」という。）とグループホームを同一敷地内に設置することについては、指定基準上特に制約はないものの、平成 22 年 1 月 12 日付け障第 804 号岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長通知「障害者自立支援法に基づく日中活動サービス（特定旧法指定（通所）施設等を含む）を行う指定事業所内敷地における共同生活住居の設置等の取扱いについて」に基づき、原則として認めない取扱いとしています。

しかし、今般の報酬改定において、障がい者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されるなど、障がい者の地域生活移行の観点に加えて、利用者の状態に合わせたグループホームの設置が求められているところです。

このため、日中活動サービス事業所内敷地におけるグループホームの設置の取扱いを改めて整理し、別紙のとおり定めたので通知します。

なお、本通知は、平成 30 年 10 月 16 日から適用することとし、平成 22 年 1 月 12 日付け障第 804 号岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長通知は平成 30 年 10 月 15 日をもって廃止します。

注) 日中活動サービス事業所とは

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の各指定障害福祉サービス事業所

日中活動サービス事業所の敷地内におけるグループホームの設置に関する取扱いについて

(平成 30 年 10 月 16 日 障第 707 号岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長通知)

1 グループホームの設置及び運営に係る基本的な考え方

障がい者のグループホームは、障がい者本人の選択に基づき、地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う「障がい者の住まいの場」であることを踏まえ、次の考え方に基づき設置及び運営すること。

- ① 社会との連帯を確保する観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。
- ② 利用者の選択によらず、日中及び夜間を通して利用者の生活がグループホーム及びその併設事業所のみで完結するような生活とならないこと。

2 日中活動サービス事業所の敷地内におけるグループホームの設置に関する取扱い

日中活動サービス事業所の敷地内にグループホームを設置することについては、原則として認めないものとする。

ただし、以下の要件を全て満たす場合には、例外的に設置できるものとする。

(1) 設置する場合の要件

ア 日中活動サービス事業所とグループホームとの間に塀や垣根等を設け、それぞれの区域を明確に分けること（日中サービス支援型共同生活援助の指定を受け、障がい者の重度化・高齢化への対応に取り組むとともに、事業所指定時並びに定期的に年 1 回以上、地域の自立支援協議会の評価等を受ける事業所を除く。）。

イ 日中活動サービス事業所とグループホームの設備及び備品は、原則として、共有しないこと。

(2) 設置した後の要件

ア グループホームの入居者は、原則として、他の日中活動サービス事業所を利用すること（近隣に通所可能な事業所がない場合や障がいの程度から同一敷地外の事業所を利用することが困難である場合を除く。）。

イ 定期的に地域住民との交流の機会が確保されていること。

[グループホームと日中活動サービス事業所の立地関係]

	日中活動サービス事業所		備考
	同一敷地	同一建物	
介護サービス包括型	○*	×	・ グループホームの入居者は原則として、 <u>他の日中活動サービス事業所を利用すること（障がいの程度から敷地外の事業所を利用することが困難である場合等を除く。）。</u>
外部サービス利用型	○*	×	
日中サービス支援型	○*	○*	

※ 2 (1)の設置する場合の要件及び2 (2)の設置した後の要件を全て満たす場合に限る。

3 その他留意点

- (1) グループホームと日中活動サービス事業所の運営主体が同一（同一法人又は理事長が同じ等のいわゆるグループ法人の場合）であるか否かは問わない取扱いであること。
- (2) 上記により難い特段の事情がある場合には、指定申請先（広域振興局等の保健福祉環境部等）に対し協議願いたいこと。